

～時間外労働の上限規制が導入されます！～
施行:2019年4月1日～(中小企業(資本金5千万円以下、又は常用労働者100人以下)は、2020年4月1日～)

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

働き方改革シリーズ

医師の時間外労働規制について

[文責] 労務管理アドバイザー
梅北 武郎

働き方改革において、上記のとおり、新たな時間外労働規制(以下、一般則という)が制定されました。医師の時間外労働については、一般則の適用は2024年4月からとなっていますが、各種報道により例外的規制を含むその内容が少し明らかになってきました。

今回、厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」資料(平成31年3月15日)に基づき、その概要及び時系列的プロセスを簡潔にまとめてみました。しかし、これはあくまで議論のための参考資料です。(一部省略してあります)。

(上限時間数の骨格)

(A) 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

医療の特性、医師の特殊性を踏まえ、勤務医に適用される上限水準として、休日労働込みで年間の時間、月当たりの時間を設定する(例外あり。以下同じ)。

(B) 地域医療確保暫定特例水準(医療機関を特定)

必要な地域医療が適切に確保されるかの観点から、(A)より高い、別の水準(休日労働込みの年間の時間、月当たりの時間を設定)を経過措置として設ける。

(C) 集中的技能向上水準

一定の期間、集中的に技能の向上のための診察を必要とする医師については、医師養成のための政策的必要性があるため、(A)より高い別の水準(休日労働込みの年間の時間、月当たりの時間を設定)を設ける。

2024年4月～

2036年3月末 後

- (A) 年960時間/月100時間(例外あり)
*いずれも休日労働を含む
- (B) 年1,860時間/月100時間(例外あり)
*いずれも休日労働含む

- (A) 年960時間/月100時間(例外あり)
*いずれも休日労働を含む
- (B) 適用終了
地域医療計画、地域医療構想、医師養成、実態調査
検討等により、適用終了目標を2036年3月とする

- (C) 将来に向けて縮減方向
対象医療機関を特定し、本人の申出に基づく

- (C) 引き続き、将来に向けて縮減方向
対象医療機関を特定し、本人の申出に基づく

◆追加的健康確保措置◆

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置に加えて、連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代替休暇のセット

(A)については努力義務、(B)(C)については義務

本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っていますので、ご相談ください。※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。

医療機関の管理者の皆様へ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行され、

**医療機関で働く
すべての人に適用**されます!!



Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒医師については応召義務等の特殊性を踏まえ、**2024年度から適用**※されます。

※適用される時間外労働の上限時間等は2019年3月を目途に検討中です。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。



「働き方」に関する詳細・お悩みは【各都道府県医療勤務環境改善支援センター】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

法律について

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

宮崎県労働局

月曜～金曜

午前8時30分から午後5時15分

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

労働基準部監督課

0985-38-8834



正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。

雇用環境・均等室【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】

0985-38-8821

需給調整事業室【派遣労働者関係】

0985-38-8823



課題解決の支援

医療勤務環境改善支援センターのご案内

- ★ 医療機関の勤務環境改善を支援するため、全都道府県に専門家に相談できる医療勤務環境改善支援センターが設置されており支援を受けることができます。

健康で安心して働くことができる
快適な職場づくりを支援します

↓ こんなお悩みありませんか？ ↓

- 勤務環境改善の成功事例を知りたい
- 職員のキャリアアップを図り、働きがいのある職場にしたい
- 仕事と子育て・介護の両立支援に取り組みたい
- 勤務間インターバルを導入したい
- コストの適正化、経営の効率化を図りたい
- 自院で使える補助金・助成金はないだろうか 等

相談先はこちら

宮崎県

医療勤務環境改善支援
センター

県下の社会保険労務士と医業経営コンサルタントが県内の医療機関からの医療勤務環境の相談内容に応じて専門的な助言・支援を行います。

0985-20-1211（月曜～金曜 午前10時から午後4時まで）

お気軽にご相談ください